

和地ひとみレポート No.45

東大和市地域防災計画の修正完了 防災計画を具体的な行動に結びつける普及と訓練が大切



■ 2年かけて修正した防災計画

…5月15日号の市報でも発表されたとおり、この度、東大和市地域防災計画が修正されました。修正前は平成16年度作成のもので古さが指摘されていました。今回の修正は平成22年度から2か年計画で行われたものですが、残念ながら昨年の中東大震災発生以後の新たな基準は反映されていません。市では今年度、再度、新たな基準で防災計画を修正することですが、今回は「被害想定」を「東大和市の被害が最大と想定される多摩直下地震を前提」に、また「減災目標」を定め、市は市民、都、事業者等と協力して被害者の削減に取り組むことを明記するなどの修正が行われました。

■ 300ページ以上の防災計画

…今回の東大和市防災計画は厚さ2cm、ページ数は計画内容282ページ、資料については139ページというもの。この計画書の中には、様々な防災計画などが書かれています。今回の防災計画の中では「市民の責務」が示されており、また、災害予防計画の中でも「家内安全10か条」や「市民の防災行動力の向上」「災害時のために周知しておくべき内容」など市民の意識や行動がポイントとなる内容も多くあります。全市民がこの大量な計画を手にし、読むことは現実的ではないと考えた場合、今回の修正計画の中で『絶対に市民が知っておかなければならない情報』をわかりやすく抜粋し、より具体的な行動に結びつくような工夫が必要と考えます。自治会単位での訓練などの他、学校区単位などでの訓練、普及の機会を今以上に実施することで、この修正計画も活かしたものとなっていくと思います。

■ 地域ごとに差？防災への意識

…市内各地域、自治会などを中心に防災についての訓練などは実施されていますが、地域ごとに差が出てきているのも事実です。毎年、大雨により冠水する南街地域では現実的に水害の危機があるため、防災については敏感な地域となっています。また、人口が急増している地域でもある桜が丘では自治会、マンションの管理組合が共同して防災に備えるなどの活動をおこなっており、南街、桜が丘の2地域の自治会、管理組合が集結した『南街・桜が丘地域防災協議会』も組織されています。

…一方、新青梅街道以北の地域には、市内にある消防団7分団のうち6分団が配置されていますが、地域の防災

東大和市地域防災計画(H24年3月修正)より

【市民の責務】

防災の基本は「自らの生命は自らが守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」ことである。市民はこの観点に立って日ごろから自主的に災害に備えて次の事項について手段を講ずるよう努めるものとする。また、行政が行う震災対策事業に協力するとともに、自発的に震災対策活動に参加する等、震災対策に寄与するよう努めるものとする。

1. 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
2. 家具の転倒防止
3. 出火の防止及び初期消火に必要な用具の準備
4. 飲料水及び食料の確保
5. 避難の経路、場所及び方法についての確認
6. 近隣住民との共助体制(絆)の確立

【災害時のために周知しておくべき内容…地震災害】

1. 身の安全の守り方…地震発生時の心得
2. 出火の防止及び初期消火の心得
3. 災害時の行動方法
4. 救出、応急救護の方法
5. 避難方法及び避難時の心得
6. ライフラインに関する心得
7. 災害情報の入手方法
8. 道路交通規制及びドライバーの心得
9. 家族の安否確認・連絡方法

については、地域住民も今まで以上に積極的に消防団と協働する必要があります。このような現状を市も把握し、一人でも多くの市民が防災に関する知識や行動を身に付けられるように、働きかけを行うことも必要だと思います。

…防災行政の一環として6月10日の午前中、市役所の駐車場にて北多摩西部消防署の指導のもと東大和市消防団と連携し水防訓練が実施されます。この訓練では参加市民による簡易水防工法の訓練も実施されますが、参加予定の自治会は2自治会のみ。特に水害の多発する地域の自治会に市は呼びかけたようですが、実地訓練については、全自治会の代表者等にも声かけをすべきです。防災については自然が相手のため計画通りに行くということは困難ですが、減災につながる人が関わる部分については、計画の効果が発揮されるように市民への普及を強化するよう、市にも提言していきたいと思っています。